

厚木市公衆無線 LAN サービス「Atsugi Free Wi-Fi」利用規約

(目的)

第1条 この規約は、厚木市（以下「本市」という。）が、市民及び来訪者の情報の取得及び発信の利便性を図ることを目的として提供する公衆無線 LAN サービス「Atsugi Free Wi-Fi」（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの利用)

第2条 本市は、本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、公衆無線 LAN サービスの利用を承認するものとする。

2 利用者は、本サービスにおいて、本市が契約する通信事業者が提供するインターネット接続サービスを利用することができる。この場合において、利用者は、本市の契約する通信事業者の定める利用規約等に同意したものとみなす。

(利用料)

第3条 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等の費用は、利用者の負担とする。

(利用場所)

第4条 本サービスを利用できる場所は、別表のとおりとする。

(利用者情報の保護)

第5条 本市は、本サービスの利用に伴い利用者から入手した個人情報については、厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスの利用において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本市若しくは他者の著作権、その他権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本市若しくは他者の財産、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる行為のほか、本市若しくは他者に不利益若しくは損害を与え、又は与えるおそれのある行為
- (4) 本市又は他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれがある行為
- (7) 本サービスを再販売し、又は賃貸する等営利を目的とする行為
- (8) 第三者になりすまして利用する行為
- (9) 本市若しくは他者の情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (11) 不特定多数にばらまくための広告、宣伝、勧誘等のメールを送信する行為
- (12) 本サービスの提供若しくは他の利用者の利用を妨害し、又は支障をきたすおそれのある行為

(13) 他の利用者に、重大な支障を与える態様において本サービスを利用する行為
(14) 設置施設若しくは設置場所の円滑かつ平穏な運用を妨害し、又は支障をきたすおそれのある行為

(15) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市若しくは施設管理者が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

2 前項各号に掲げる行為により、本市、他の利用者及び第三者に損害が生じた場合、当該行為を行った利用者が全ての法的責任を負い、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(利用の制限)

第7条 本市は、本サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリング等の接続制限を行うことができるものとする。

(利用資格の停止又は取消し)

第8条 本市は、利用者が本規約に定める事項に違反した場合、通知等を行うことなく直ちに当該利用者の利用を停止し、又は承認を取り消すことができる。

(サービスの中止)

第9条 本市は、次に掲げる事項に該当する場合は、本サービスの提供を中止することができるものとする。

(1) 本サービスのシステムの保守又は庁舎設備等の点検若しくは工事を行う場合

(2) 地震、火災、洪水等の自然災害又は人為的な非常事態等により、本サービスを通常どおり運用することができなくなった場合

(3) 本サービスに係るネットワークの障害、機器の故障その他やむを得ない事由がある場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、本市が本サービスの提供を中止する必要があると判断した場合

(損害賠償)

第10条 利用者が本規約に違反した結果、本市が損害を被った場合、本市は利用者に対し、被った損害の賠償を請求できるものとする。

(免責)

第11条 本市は、本サービスに不具合、通信障害等の瑕疵がないこと及び本サービスが中断なく稼動することに対し、いかなる保証も行わないものとする。

2 本市は、利用者が本サービスを利用すること又は利用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合においても、いかなる責任も負わないものとする。

3 本市は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏えいその他本サービスに関連して発生した利用者及び第三者の損害について、いかなる責任も負わないものとする。

4 本市は、本サービスを利用して確認できる情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、確実性、有用性、最新性、品質等につき、いかなる保証も行わないものとする。

5 本市は、第8条の規定により本サービスを利用停止又は取消しした場合は、本サ

ービスの利用停止又は取消しによって生じた一切の損害に関していかなる責任も負わないものとする。

6 本市は、利用者が本サービスを利用して投稿したコメント等の情報を削除等する義務を負わないものとする。

7 本市は、本サービスの仕様に関する問い合わせについて一切の回答を行わないものとする。

(規約の変更)

第12条 本市は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年8月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年11月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

設置施設及び設置場所	利用することができる場所	備考
市役所本庁舎	1階ホール	
中央図書館	2階	
保健福祉センター	1階ロビー	
市民交流プラザ	5階サロンスペース 6階オープンラウンジ 7階サロンスペース	
ふれあいプラザ	1階ロビー、2階	
あつぎ郷土博物館	1階企画展示室・基本展示室	
東町スポーツセンター	2階第1体育室、第2体育室 3階第1武道場 4階第2武道場	
荻野運動公園	体育館1階ラウンジ 競技場1階選手控えコーナー	
ぼうさいの丘公園	センター施設ホール	
厚木中央公園	屋外（エリアスポット周辺）	
厚木公園	屋外（エリアスポット周辺）	
厚木南公民館	1階ロビー、2階	
依知北公民館	1階ロビー、2階	
依知南公民館	1階ロビー、2階	
睦合北公民館	1階ロビー	
睦合南公民館	1階ロビー、2階	
睦合西公民館	1階ロビー、2階	
荻野公民館	1階ロビー、2階	
荻野公民館上荻野分館	1階ロビー	
小鮎公民館	1階、2階ロビー	
玉川公民館	1階ロビー、2階	
南毛利公民館	1階ロビー、2階	
相川公民館	1階ロビー、2階	
緑ヶ丘公民館	1階ロビー、2階	
愛甲公民館	1階ロビー	
森の里公民館	1階ロビー、2階	
厚木バスセンター	屋外（エリアスポット周辺）	
中町大型バス発着場	屋外（エリアスポット周辺）	
本厚木駅北口	屋外（エリアスポット周辺）	
本厚木駅南口	屋外（エリアスポット周辺）	
愛甲石田駅北口	屋外（エリアスポット周辺）	

本厚木駅前東口地下道	地下道内	
------------	------	--

※ 電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用することができる場所においても利用できない場合がある。